

第七十回帝國議會
衆議院

輸出補償法中改正法律案委員會會議錄(速記)第三回

付託議案
輸出補償法中改正法律案(政府提出)

會議

昭和十二年三月九日(火曜日)午前十時四十分開議

出席委員左ノ如シ

委員長 田島勝太郎君

理事川橋豐治郎君 理事木下 信君

理事石坂 養平君

小柳 牧衛君

松田喜三郎君

神保 長吉君

福井 甚三君

岡崎 憲君

石坂 繁君

津原 武君

菊池長右衛門君

宮本雄一郎君

守屋 榮夫君

福田 耕君

伍堂 卓雄君

卓雄君

松嶋 鹿夫君

村瀬 直養君

利廣君

牧 檜雄君

大島 永明君

新倉 利廣君

村瀬 直養君

利廣君

牧 檜雄君

大島 永明君

新倉 利廣君

本日ノ會議ニ上リタル議案左ノ如シ

輸出補償法中改正法律案(政府提出)

○田島委員長 開會致シマス、通告順ニ依ッテ質疑ヲ許シマス——宮本君

○宮本委員 輸出補償法中改正ニ關スル本案ハ、洵ニ輸出貿易ノ振興上、極メテ適當ナル改正案デアリマシテ、少シモ速ク本會議ニ於キマシテ、是ガ通過ヲ希望スル者デアリマス、併シ從來此法律ノ施行セラレマシタ以後ニ於キマシテ、今回ノ如キ改正ヲ希望スルト云フ點ニ關シマシテハ、第六十四議會、第六十五議會等ニ同僚ノ贊成ヲ得マシテ、政府ニ法律改正ノ希望ノ建議案ヲ提出致シテ參ッタノデアリマスガ、尙ホ政府ニ於キマシテ改正案ヲ提出セラレナイノデアリマスカラ、六十七議會ニ於キマシテハ、改正法律案ヲ提出ヲ致シタノデアリマスガ、會期切迫ノ折柄デアリマシテ、審議未了ニ終ッタクヤウナ關係デゴザイマス、是マデ熱心ニ是ガ改正ヲ希望シタ一人ト致シマシテ、私ノ希望通りニ改正セラレタノデアリマスガ、尙ホ施行ノ手續ニ關シマシテハ、若干ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

政府當局ノ御意嚮ヲ伺ッテ置キタイト存ジマス、尙ホ私ノ質問ヲ申上ゲマス點ニ付キマシテハ、過日ノ本會議ニ於キマシテ、同僚深澤君其他ノ方ヨリ、大體ノ質問ガ提出セラレタノデアリマシテ、商工大臣ノ御答辯ガアツタコト、思ヒマスガ、詳シクマダ速記録ヲ拜見致シマセヌカラ、其點ニ重複スル等ノ嫌ガアルカモ知レマセヌ、成ベク簡單ニ質問ノ要旨ヲ申上ゲマシテ、御答辯ヲ願フコトニ致シマス、若シ餘リ時間ヲ消費スル等ノ點ガゴザイマスレバ、委員長ヨリ御注意ニ依リマシテハ、一層簡單ニ質問ヲ打切ルコトヲ心掛ケルコトニ致シマス、是ダケノコトヲ申上ゲテ置キマス、第一ニ御同致シタイノハ、本法ノ運用地域ノ擴張デアリマス、之ヲ先ヅ第一ニ御同致シマシテ、順次數項ニ互リマシテ簡單ニ質疑ヲ試ミタイト思ヒマス、第一ニ運用地域ノコトヲ御尋致シマス

○伍堂國務大臣 本法ヲ制定致シマシタ時ニハ、比較的ニ信用ノ明確デアリマセヌ所謂新市場ノ開拓ヲ目的トシテ、制定サレタノデアリマスルガ、相當ノ實績ヲ擧ゲテ來

タノデアリマス、所ガ御承知ノ通り今日デハ舊市場ニ於ケル我が商品ニ對シマスル通商障礙ガ、色々重加シテ參リマスル關係上、舊市場ニ於ケル我が商權ノ維持ト云フコトガ、必要ト考ヘラレルヤウニナリマシテ、ソレガ今回ノ補償法改正ノ目的ハ、舊市場ニ主力ヲ置イタノデアリマス、サウ致シマシテ、其舊市場ノ中デモ、差當リ英國デアルトカ、米國、獨逸、伊太利ノヤウニ、本邦ノ爲替銀行又ハ各重要ナル商社ノ支店等ガアリマシテ、取引系統ノ確立シテ居リマス市場ハ除キマシテ、其他ノ舊市場ヲ、次ノヤウナ市場ヲ追加指定シテ居ルノデアリマス、ソレハ東洋市場ニ於キマシテハ支那、滿洲、關東州、馬來半島、英領印度、ビルマ、等、南洋市場ニ於キマシテハ比律賓群島、蘭領印度、濠洲、歐洲市場ニ於キマシテハ愛蘭自由國、瑞西、ノフィンランド、アイスランド等、北米市場ニ於ケル加奈陀、是等ノ市場ニ擴大致シタノデゴザイマス

○宮本委員 其次ニ御同致シタイノハ、政府ノ補償ノ最高限度ハ、豫算外契約ニ依ッテマデ手續ヲ執ラレテ居ルノデアリマス

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

若千ノ希望モ持ッテ居リマスノデ、此機會ニ

ガ、更ニ之ヲ法律ニ規定セラレルト云フ御意思ニ付キマシテ御同致シマス

○伍堂國務大臣 豫算外國庫ノ負擔ニ於キマシテ、二千百萬圓ヲ限度トシテ決メラレテ居ルノデゴザイマス

○宮本委員 ソレハヤハリ是マデノ手續ニ依リマス豫算外支出ノ契約ヲ爲ス方法ニ依ッテ、其最高限度ヲ二千百萬圓……

○伍堂國務大臣 左様デゴザイマス

○宮本委員 更ニ二千百萬圓ニ對シマシテハ、之ヲ現在ノ本法運用ノ指定地域以外、

只今ノ御答辯ニ依リマシテ、大分擴大サレルノデアリマス、現指定地域竝ニ擴大セラレマス地域ヲ加ヘマシテ、其區域ニ對シマシテ、只今ノ限度ヲ地方別ニ金額ヲ決メラレマス大體ノ御豫定ガゴザイマスカ、其點ヲ伺ヒマス

○伍堂國務大臣 政府委員カラ答辯致シマス

○新倉政府委員 只今ノ豫算外國庫ノ負擔トナルベキ契約二千百萬圓、及ビ現在豫算ニ含ンデ居リマス約百二十萬圓、之ヲ特ニ地域別ニ致ス考ハゴザイマセヌ、是ハ大體ニ於キマシテ爲替銀行トノ契約ニ依リマシテ、爲替銀行ガドノ位補償契約、爲替ノ買取ヲスルカト云フコトデ參リタイト考ヘテ居

リマス、隨テ地域ニ依リマシテ限定ヲ受ケルト云フコトハナイトシタノデアリマス

○宮本委員 只今ノ御答辯ニ依リマス、銀行ニ指定ヲ致シマシテ、銀行ガ手形ヲ買入レルト云フコトニ對シマシテ——サウ致シマス、地域ハヤハリ限度ノ範圍内ニ於キマシテ、無制限ト云フコトニナルノデアリマスカ、其點ヲ伺ヒマス

○新倉政府委員 只今申シマシタ地域別ニ金額ハ決メマセヌガ、併シ各銀行デ自ラ其銀行ノ事情ニ依リマシテ、或ル銀行ハ例ヘバ新市場ニ比較的多イト云フコトモゴザイマスシ、或ル銀行ハ新市場竝ニ今度擴張シマスル所謂舊市場ニ於キマシテモ、其銀行ノ實際ノ狀況ニ依リマシテ、色々違フダラウト思ヒマス、其實情ニ依リマスノデ、先程申シマシタヤウニ、例ヘバ亞弗利加ハ幾ラ、今度新シク擴張シマス支那ニ付テハ幾ラト云フ風ニ限定シナイデ行キタイ、斯ウ考ヘテ居リマス

○宮本委員 私ガ其點ヲ御同致シタイノハ、本法施行當時ニ於キマシテ、第一ニ本法ノ施行ノ結果、著シク效果ノアリマシタ地域ハ、對露貿易即チ「ソビエト」聯邦トノ貿易關係デアルト信ジテ居リマス、其當時主トシテ朝鮮銀行ニ割當セラレマシテ、

朝鮮銀行ガ手形ニ對シテ本法ノ適用ヲ施行致シマシタ、其當時或ル一部ノ銀行ニハ、補償金額ノ割當ガ剩ラテ居ルノニ、對露貿易ニ對シテハヨリ以上ノ必要ニ迫ラレマシテモ、ソレガ流用ト申シマスカ、振替ト申シマスカ、サウ云フコトガ出來ナイ爲ニ、對露貿易ニ對シマシテハ、若干ノ遺憾ガアッタノデアリマス、現在ノ「ソビエト」聯邦トノ貿易關係ハ、申ス迄モナク北鐵ノ關係ニ於キマシテ、貿易代金ノ授受ハ大部分三箇年間ハ、圓滿ニ融通ガ付クコトニナルダラウト存ジマス、併シ此關係ヲ離レマス、又北鐵關係ヲ生ジナイ以前ノ場合ニ立戻ルコトニナルアウト存ジマス、此場合ニ甲ノ銀行ニハ既ニ對露關係ニ於キマシテ、割當金額ガ全部取扱濟ニナッタ場合ニ、更ニ乙ノ銀行ニ於キマシテ、對露貿易ニ關スル手形ヲ甲、乙、丙、丁ト順次金額ノアル限りハ、ヤハリ取扱ヲセラル、ト云フコトニナリマスレバ、一地方ニ對シマシテ政府ノ補償限度ノ範圍内ニ於キマシテハ無制限——對露貿易ニ對シマシテモ、無制限デハアリマセヌケレドモ、對露關係ノ補償金額ノ限度ガ殘ッテ居ル限りハ、本法ノ適用ヲ受ケルコトニナルノデアリマスカ、此點ニ付キマシテ左様ニ承知シテ宜シイカト云フコトヲ、

今一應御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

○新倉政府委員 御尤ノ御尋デゴザイマシテ、對露關係ニ付キマシテハ今御話ノヤウニ、最近ニ於キマシテハ所謂北鐵讓渡ノ代金支拂ノ關係上、極メテ少イノデゴザイマスガ、當初ニ於キマシテサウ云フ事情モ多少アツタヤウニ聞イテ居リマス、今後ノ各銀行ヘノ割當ニ付キマシテハ、サウ云フ點ヲ篤ト考慮致シマシテ、サウ云フ片方ニ剩ッテ、片方ニ足りナイト云フコトノナイヤウニ致シタイト思ヒマス、尙ホ目下考ヘテ居リマスノハ、サウ云フ場合ヲモ考慮シマシテ、最初ノ割當ノ時ニ多少「リザーブ」シテ置キマシテ、サウ云フ場合ニソチラノ方ニ廻スト云フヤウナコトモ、一ツノ方法デハナイカト云フ風ニ、サウ云フ手續ノ點ニ付キマシテハ、十分御趣旨ニ副フヤウニ致シタイト考慮シテ居リマス

○宮本委員 更ニ事項ヲ改メテ御同シタイトハ、補償率ノ關係デゴザイマス、本法適用當初ニ於テ當業者ガ第一ニ希望致シマシタノハ、即チ今回改正ノ如ク補償率ヲ百分ノ七十ヲ八十ニ、百分ノ六十ヲ七十ニ改メルト云フ、大體一割程度ノ法律ノ改正ヲ希望致シタノデアリマスガ、更ニ補償料ガ中々高イノデアリマシテ、或ル程度ノ金

今一應御答辯ヲ願ヒタイト思ヒマス

利ニ相當スル補償料ヲ支拂ハナケレバナラ
ナカッタノデアリマス、補償率ノ今回改正前
ノ一割低イ場合ニ於テハ、或ル地方ニ於キ
マシテハ、自治體ガ政府ノ補償以外ニ、更
ニ補償ヲ致シマシテ、輸出貿易進展ニ利益
ヲ與ヘタト云フコトモ聞イテ居ルノデアリ
マスガ、貿易當業者トシテハ、政府ノ補償
料ノ高イト云フコトガ、大分此事業計畫ノ
上ニ支障ヲ來シテ居ッタノデアリマス、殊ニ
其計算方法ガ政府ノ補償セラルベキ程度ヲ
基準トセスシテ、手形額面ヲ計算ノ基礎ニ
置イタノデアリマス、其當時當業者ハ高イ
補償率ニ依リマシテモ、政府ノ補償スル程
度ヲ補償料計算ノ基礎ニ置ケバ、已ムヲ得
ナイノデアッタノデアリマスガ、額面金額ヲ
計算ノ基礎ニ置イタト云フコトニ付テハ、
高イ補償率ノ上ニ、政府ノ補償程度以外ノ
數字ニ對シマシテモ、補償料ヲ負擔シナケ
レバナラヌト云フコトニナッタノデアリマ
ス、今回ノ改正ニ伴ッテ改正案提出ノ商工
大臣ノ御説明モゴザイマスシ、尙ホ理由書
ニ依リ此目的ヲ達成スルコトニ對シマシテ
ハ、第一此補償料ヲ徹底的ニ引下ゲルト云
フコトガ、本法改正ノ目的ヲ達成スル上ニ、
第一ノ必要條件デアラウト存ジマス、此點
ニ對シマシテ詳細ニ御答辯ヲ願ヒタイト考

ヘマス
○伍堂國務大臣 補償料ノ引下ハ本法改正
ニ伴ヒマシテ、施行細則ガ決メルコトニ致
シテ居リマス、是モ第六十五回竝ニ第六十
七回帝國議會衆議院ノ建議等ヲ參酌致シマ
シテ、甲種補償ニ對シマシテ二割、乙種補
償ニ對シマシテハ三割引下ゲルコトニ致ス
コトニナッテ居リマス
○宮本委員 尙ホ銀行ニ對スル事務上ノ手
續デアリマスガ、是ハ極メテ細カイ問題デ
アリマスガ、之ヲ簡易化スルト云フコトモ、
當業者ト致シマシテハ、本法施行以來ノ希
望デ、證明上ノ手續ガ中々煩雜デアッタノ
デアリマス、此取扱ニ對シマシテハ、當業者
ト致シマシテハ、商工省内ニ特ニ此法律ニ
關係スル事務ヲ専門的ニ取扱フ——名儀ハ
何ト申シマスカ、補償取扱課ト申シマスカ、
サウ云フ一課ヲ設ケテ、此課ニ於テ専門的
ニ事務ヲ極メテ速ニ取扱ハレルコトヲ希望
スルト同時ニ、其手續ヲ極メテ簡易化シテ
貰ヒタイト云フ希望ヲ持ッテ居ッタノデアリ
マスガ、此手續ニ對シマシテ今後ドウ云フ
御考ガゴザイマセウカ、其點ヲ御伺致シタ
イト思ヒマス

○伍堂國務大臣 此貿易伸張ヲ目的ト致シ
マシテ、十二年度ニ於キマシテハ、貿易局

ヲ外局ニ致シマシテ、貿易事務ニ關シマス
ル各種ノ問題ヲ能ク研究シ、改ムベキ所ハ
改メ、手續ノ簡易等ハ最モ必要ナコト、考
ヘマス、只今ドノ點ヲドウト云フコトハ、
私自身ニマダ研究ヲ積ンデ居リマセヌ、併
シ手續ヲ簡易ニシテ、法律ヲ有效ニ活用ス
ルト云フコトハ、最モ必要ナコト、考ヘマ
ス、私ハ其方針ヲ參リタイト思ヒマス、尙
ホ細カイ事デ、具體的ニ其點ニ御質問ヲ受
ケマスレバ、政府委員カラ御答致シタイト
思ヒマス

保險證券ノ寫ヲ出シテ載クト云フコトニ致
ス積リデアリマス、ソレカラ第二ニハ乙種
ノ補償ニ付キマシテハ、手形支拂人ニ付キ
マシテ——手形支拂人ト申シマス、海外
ニ於ケル輸入商デアリマスガ、外地ノ輸入
商ニ付キマシテ、豫メ商工大臣ノ承認ヲ受
ケルコトニナッテ居リマスガ、是ハ從來ハ各
銀行ガ、一々受ケルコトニナッテ居ルモノ
デスカラ、海外ノ同一人ニ付キマシテ、日
本ノ銀行ガ、正金カラモ、或ハ臺灣銀行カ
ラモ、其他各銀行カラモ申請スル不便ガゴ
ザイマシタ、今後ハサウ云フ點ヲ廢シマシ
テ、或ル銀行カラ或人ノ手形支拂ニ付キマ
シテ申請ガアリマスレバ、外ノ銀行カラノ
申請ハモウ必要トセナイト云フ風ニシタ
イ今考ヘテ居ル主ナル點ハサウ云フ點
デ、出來ルダケ手續ヲ簡單ニシタイト思ッ
テ居リマス

○宮本委員 各條項ニ關スル點、尙ホ改正
案ガ成立ヲ致シタ場合ニ於ケル施行細則ノ
點ニ付キマシテハ、此程度デ質問ヲ打止メ
ルコトニ致シマス、尙ホ本法改正後ニ於ケ
ル施行ノ關係ニ付キマシテ、滿洲貿易ノ將
來其他各指定地域ニ關スル一二ノ方面ニ對
シマシテ、御伺致シタイト存ジマス、滿洲
貿易ノ將來ノ方針ニ付キマシテハ、滿洲ニ

○新倉政府委員 只今手續ノ簡易化ニ付キ
マシテ、考ヘテ居リマス點ヲ申上ゲテ置イ
タ方ガ宜シイト思ヒマス、從來ハ或ル銀行
ガ補償契約ニ基キマシテ、補償手形ヲ買取
リマス、之ヲ役所ニ届出デルコトニナッテ
居リマスガ、其都度從來ハ手形、送狀、船
荷證券、保險證券ト云フモノ、寫ヲ添附ス
ルコトニナッテ居リマス、所ガ是ハ隨分手形
ノ買取ノ件數モ多ウゴザイマスカラ、其都
度此寫シヲ出スト云フコトハ、煩雜ナ手續
カト思ヒマシテ、今後ハ所謂手形買取ノ時
ニ、サウ云フ附屬書類ノ寫シヲ出スト云フ
コトハ取止メマシテ、具體的ニ損失ガ生ジ
マシテ、損失ノ補償ヲ申請スルト云フ場合
ダケニ、サウ云フ各送狀トカ、船荷證券、

保險證券ノ寫ヲ出シテ載クト云フコトニ致
ス積リデアリマス、ソレカラ第二ニハ乙種
ノ補償ニ付キマシテハ、手形支拂人ニ付キ
マシテ——手形支拂人ト申シマス、海外
ニ於ケル輸入商デアリマスガ、外地ノ輸入
商ニ付キマシテ、豫メ商工大臣ノ承認ヲ受
ケルコトニナッテ居リマスガ、是ハ從來ハ各
銀行ガ、一々受ケルコトニナッテ居ルモノ
デスカラ、海外ノ同一人ニ付キマシテ、日
本ノ銀行ガ、正金カラモ、或ハ臺灣銀行カ
ラモ、其他各銀行カラモ申請スル不便ガゴ
ザイマシタ、今後ハサウ云フ點ヲ廢シマシ
テ、或ル銀行カラ或人ノ手形支拂ニ付キマ
シテ申請ガアリマスレバ、外ノ銀行カラノ
申請ハモウ必要トセナイト云フ風ニシタ
イ今考ヘテ居ル主ナル點ハサウ云フ點
デ、出來ルダケ手續ヲ簡單ニシタイト思ッ
テ居リマス

於キマシテ生産セラレマス物資ガ、我國ニ
 生産セラレザルモノヲ以テ、滿洲トノ輸入
 貿易ヲ盛シナラシメ、又滿洲ニ於キマシテ
 生産セラレザル物資ガ、我國ニ於キマシテ
 生産セラレマスモノ、輸出ノ進展ヲ圖ル
 ト云フコトノ必要ナルコトハ、私ノ申上デ
 ルマデモナイ次第デアリマス、此點ニ對シ
 マシテハ、現在ノ所謂日滿貿易ノ關係ニ對
 シマシテ、第一支那ト滿洲トノ現在ノ物資
 ノ移動狀況ヲ考ヘテ見ルコトガ、極メテ必
 要ナル點デアアルカト存ジマス、我國ヨリ滿
 洲ニ輸出スル所ノ物資ニ對シマシテハ、勢
 ヒ支那ノ製品ト競争ヲセンケレバナラヌ物
 資ガ多クアルノデアリマス、之ニ對シマシ
 テ大對日滿貿易ノ將來ニ對スル商工大臣ノ
 御意見ヲ御同致シタイト思ヒマス

○伍堂國務大臣 日滿貿易ト申シマスル

カ、日滿經濟提携ト申シテ宜シイカ、是ハ
 極メテ解釋シ難イ點モアルノデゴザイマ
 ス、日本側ノミノ都合カラ申シマス、滿
 洲ト日本ハ各生産分野ヲ決メマシテ、サウ
 シテ主トシテ滿洲ハ日本ノ爲ノ原料ヲ生産
 供給スル所トナリ、其原料ヲ日本ニ輸入シ
 マシテ、加工サレタモノヲ滿洲ニ輸出スル
 ト云フノガ、日本ノ經濟ヲ主觀的ニ考ヘマ
 スト、一番其方ガ都合ガ好イノデゴザイマ

ス、是ハ滿洲ヲ屬領ト考ヘル行方ナノデア
 リマシテ、今日ノ滿洲ハ斷ジテ日本ノ屬領
 デハナイノデアリマス、儼然タル獨立國デ
 アリマスカラ、斯様ニ日本ノ經濟ノミヲ考
 ヘタ、勝手ナ原則ハ立テラレナイノデアリ
 マス、私共ハ滿洲ニ居リマシタ時モ亦今日
 ニ於テモ、都合ガ好イト申シマス經濟的
 提携原則ハ、滿洲ハ日本ノ欲スル原料ヲ成
 ベク澤山生産シテ、日本ニ供給シテ貰フ、
 日本ハソレヲ加工シテ、サウシテ更ニソレ
 ヲ滿洲ノ市場ニ出スト云フノガ、一番日本
 ノ爲ニハ宜イ、併ナガラ各國ノ經濟歴史ガ
 證明致シマス如ク、初メハ原料國デアリマ
 シタモノガ、漸次加工國ニナリマシテ、サ
 ウシテ製品ヲ海外ニ輸出スルト云フコトニ
 ナルノガ、一ツノ獨立國家トシテノ經濟的
 進路デアラウト思ヒマス、世界ノ各國ガ今
 日經濟的鎖國主義ヲ採用スルニ至リマシタ
 已ムヲ得ザル苦シイ現象モ、結局歐洲戰爭
 以前マデハ原料國トシテ甘シク居ッタ國
 ガ、戰時中ニ各原料國カラ加工工業國ニ進
 ンデ行ッタ結果、今日ノ世界的不況ニ導キ、
 ソレガ爲ニ經濟鎖國ト云フコトガ起ッタ一
 ツノ原因デアラウト考ヘテ居リマス、唯其
 歐洲戰爭中ニ起ッタ生産設備ノ尨大ト云フ
 コトノミデナシニ、從來原料國デ甘シク居

居ッタ國ガ、歐洲戰爭中ニ非常ニ工業ガ發達
 シテ、サウシテ各國銘々加工工業國トナッ
 タコトガ、即チ今日ノ帝國主義ノ經濟鎖國
 ト云フモノヲ採用シタ、斯ウ云フコトニナ
 ルト私ハ確信シテ居ルノデアリマス、サウ
 云フ意味カラ滿洲モ獨立國デアアル以上ハ、
 何時マデモ日本ハ原料ヲ供給スル國デ、甘
 シク居ル譯デアアリマセヌ、ソコデヤハ
 リ日本ニ於ケル生産品ト同ジヤウナ生産ヲ
 滿洲ニ於テモ行フヤウニナルト思フノデア
 リマス、是ガ日本ノ生産業者ニ取ッテモ、將
 來ノ頭痛ノ種デアアルト私ハ考ヘルノデアリ
 マス、デアリマスカラ一部ノ樂觀的經濟論
 者ガ考ヘテ居ルヤウニ、滿洲ヲ何時マデモ
 原料國ニシテ居ル譯ニハ行カナイ、ドウシ
 テモ加工工業業ガ起ッテ來ル、其加工工業ノ中
 ニハ、日本ト競争ノ立場ニナル物モ生レテ
 來ナクチャナリマセヌガ、今日經濟提携、
 又一面ニ於テ日滿貿易政策ノ基調ヲ何處ニ
 置クカト申シマスルト、其處マデ考ヘテ行
 カナクチャナラヌト思ヒマス、即チ加工工
 業ガ滿洲ニ起ルト云フコトヲ前提トシテ
 認メテ行キマシテ、サウシテ之ヲ相互ニ不
 利益ヲ競争ヲシナイヤウニ調整シテ、成ベ
 ク有無相通ジテ、同ジ物デモ滿洲デ多量ニ
 生産シタ方ガ利益デアアルト云フモノハ、其

方ハ力ヲ入レテ、結局日滿兩國民ノ消費經
 濟ヲ根本ニ考ヘテ、ソレニ對シテ最モ有利
 適切デアアルヤウニ分野ヲ調整シテ、貿易ノ
 基調モソコニ置カナケレバナラヌト考ヘル
 ノデアリマス、ソレカラ日滿貿易ヲ考ヘル
 時ニ、當然問題ニナッテ參リマス點ハ、關稅
 問題デアリマス、是ハ私ノ理想ト致シマシ
 テハ、日滿ヲ打ッテ一丸トシテ經濟的「プロ
 ク」ヲ考ヘマズレバ、其處ニ關稅ノ障壁ヲ
 撤廢スベキモノデアアルト云フ風ニ考ヘテ居
 ルノデアリマスルケレドモ、尙モ滿洲ヲ一
 獨立國ト確認シテ居リマス我國ガ、國際通
 商關係ヲ無視シテ、滿洲ト特惠關稅條約ヲ
 輕々シク結ブト云フコトハ出來ナイ、斯様
 ナ強イ意見ガ外務省方面ニアリマス、マダ
 其處マデ連バナインデアリマセヌガ、早晩是
 ハ考ヘナケレバナラヌモノト考ヘマス、假
 ニ關稅ガ撤廢サレマシタ場合ヲ考ヘテ見マ
 スト、經濟的ニハ一國內ト考ヘ得ルヤウナ
 事情ニナルノデアリマシテ、貿易ノ調整モ
 隨テ非常ニ容易ニナルノデハナイカト思フ
 ノデアリマス、ソレカラ御質問ノ點ハ、滿
 洲ノ市場ガ日本ト支那トノ競争市場ニナル
 ノデハナイカト云フヤウニ承ッテ、私ガ誤ッ
 テ承ッタノカモ知レマセヌガ、サウ云フ風
 ニ考ヘルノデアリマス、サウ云フ虞モアリ

居ッタ國ガ、歐洲戰爭中ニ非常ニ工業ガ發達
 シテ、サウシテ各國銘々加工工業國トナッ
 タコトガ、即チ今日ノ帝國主義ノ經濟鎖國
 ト云フモノヲ採用シタ、斯ウ云フコトニナ
 ルト私ハ確信シテ居ルノデアリマス、サウ
 云フ意味カラ滿洲モ獨立國デアアル以上ハ、
 何時マデモ日本ハ原料ヲ供給スル國デ、甘
 シク居ル譯デアアリマセヌ、ソコデヤハ
 リ日本ニ於ケル生産品ト同ジヤウナ生産ヲ
 滿洲ニ於テモ行フヤウニナルト思フノデア
 リマス、是ガ日本ノ生産業者ニ取ッテモ、將
 來ノ頭痛ノ種デアアルト私ハ考ヘルノデアリ
 マス、デアリマスカラ一部ノ樂觀的經濟論
 者ガ考ヘテ居ルヤウニ、滿洲ヲ何時マデモ
 原料國ニシテ居ル譯ニハ行カナイ、ドウシ
 テモ加工工業業ガ起ッテ來ル、其加工工業ノ中
 ニハ、日本ト競争ノ立場ニナル物モ生レテ
 來ナクチャナリマセヌガ、今日經濟提携、
 又一面ニ於テ日滿貿易政策ノ基調ヲ何處ニ
 置クカト申シマスルト、其處マデ考ヘテ行
 カナクチャナラヌト思ヒマス、即チ加工工
 業ガ滿洲ニ起ルト云フコトヲ前提トシテ
 認メテ行キマシテ、サウシテ之ヲ相互ニ不
 利益ヲ競争ヲシナイヤウニ調整シテ、成ベ
 ク有無相通ジテ、同ジ物デモ滿洲デ多量ニ
 生産シタ方ガ利益デアアルト云フモノハ、其

マスルガ、併シ日滿間ノ特殊事情、建國以來ノ特殊ノ歴史ニ鑑ミマシテ、ソレガ爲ニ日本ガ特ニ不利益ニナルヤウナコトハナイト考ヘテ居ルノデアリマス、殊ニ滿洲ニ於ケル新シイ總テノ産業ハ、殆ド主トシテ日本ノ資本ニ依ッテ活動シツ、アリ、又將來モサウ云フ風ニ考ヘルノデアリマス、此點ニ付テハ大シテ心配スルコトハナイト考ヘルノデアリマス

○宮本委員 商工大臣ノ、我國ト滿洲トノ經濟提携ニ關スル御抱負ヲ御伺スル機會ヲ得マシタコトハ、洵ニ私ノ欣幸トスル所デアリマス、尙ホ私ノ御伺セントスル要旨ヲ率直ニ申上ゲマスレバ、滿洲國ニ於テ生産セラレザル物資ニシテ、我國ガ之ヲ生産ナシ得ル物資ニ付テハ、支那ト競争ヲスル意味ニ結局ハナルカモ知レマセヌ、支那ニ於テ生産ヲサル、物資ニ對シマシテハ、勢ヒ滿洲輸出貿易ニ付テハ、支那ガ競争國ニナリハスマイカト云フ心配ガアルノデアリマス、尙ホ私共ハ加工物産ニ對シマシテハ、滿洲國ノ必要ナル物資ニシテ、我國ニ生産セラル、物ハ、其悉クヲ滿洲國ガ我國ニ對シテ輸出ヲ求メル、日本ヨリ之ヲ買入レルト云フコトヲ、率直ニ申上ゲマスレバ、熱烈ニ希望シテ居ルノデアリマス、之ニ對シテ

政府ハ何等カ特ニ之ヲ實現スル、支那ノ物産ト滿洲市場ニ於キマシテ競争ヲスルト云フヤウナ意味ニ、結局ナルカモ知レマセヌガ、我國ノ物産ヲ滿洲國ニ輸出スルト云フコトニ對シテ、特ニ何等カノ助成法ヲ講ゼラル、必要ガアラウト存ジマス、尙ホ又、政府ニ於キマシテハ、積極的ニ是ガ助成工作ヲ御考慮願ヒタイト存ジマス、尙ホ此點ニ對シマシテ御所見ヲ御伺スルコトヲ得マスレバ、最モ幸トスル所デアリマス

○伍堂國務大臣 滿洲國ニ於ケル日支ノ經濟的競争ヲ阻止スルヤウナ協定ヲ、日滿間ニ結ブト云フコトハ、穩カデナイト私ハ考ヘルノデアリマス、併シ實際ニ於キマシテ、只今申シマシタヤウニ、滿洲産業ノ計畫竝ニ之ニ對スル資金ハ、御承知ノ通りニ日本ガ之ヲ負擔シテ居ル實情デアリマスルカラ、自ラ日本ノ不利益ニナルヤウナコトニハナルマイト思ヒマス、又日本ガ資本ヲ出シテ居リ、サウシテ日本人ノ指導ノ下ニ行ハレテ居ル産業ガ、支那ノ爲ニ脅ヤカサルルト云フコトハ、産業自體ノ恥辱デアリマシテ、斯様ナコトガアツテハ、日本ノ貿易ノ前途ハ非常ニ憂フベキコトダト考ヘルノデアリマス、デアリマスカラ、折角北支ノ經濟開發其他ハ、日支ノ間ニ好イ感情ヲ以テ

之ヲ行ハントシツ、アルノデアリマスルカラシテ、支那ヲ滿洲カラ驅逐セントスルガ如キ協定ヲ、日滿間ニ行ト云フコトニ對シマシテハ、私ハソレハシナイ方宜イ、斯ウ考ヘテ居ルノデアリマス

○宮本委員 此點ニ對シマシテハ實際ノナイ問題デアルト思ヒマスカラ、此程度ニ打ちリマシテ、モウ一ツ滿洲貿易ニ對シマシテ、金融關係ノコトヲ、簡單ニ御伺致シテ置キタイト思ヒマス、滿洲國ノ貿易ニ對シマシテ、金融關係ハ漸次順調ニ向ヒツ、アルコトハ、私ノ申ス迄モナイ事柄デアリマス、併シ一面內蒙古方面ニ對シマスル貿易ハ、今猶ホ物々交換ノ手續ヲ取ッテ居ルヤニ聞イテ居ルノデアリマス、尤モ現在內蒙古地域ニ居住シテ居リマス人種ハ、或ハ其數百萬ト言ヒ、百二十萬ト申スノデアリマスカラ、是等ノ生活ニ要スル物資ハ、我國ニ其輸入ヲ求メテ居ルモノガ甚ダ多イノデアリマス、或ル物資ノ如キハ、我國ヨリノ輸出ガ遅レルコトニ依リマシテ、彼等ノ生活ニ脅威ヲ與ヘルト云フヤウナ實例ガ屢、アルノデアリマス、併シ此地方ハ現在ノ金融關係ニ於キマシテ、ドウシテモ物々交換ヲセナケレバ、我國トノ貿易ガ出來ナイノデアリマス、是等ニ對シマシテ將來金融上ノ

關係ニ對シテ、何トカ政府ガ貿易助長ヲ圖ル意味ニ於キマシテノ御計畫ガゴサイマセウカ、其點ヲ御伺致シタイト思ヒマス

○伍堂國務大臣 只今具體的ニ金融ニ關スル計畫ト云フモノモ、實ハ拵ヘテハ居ナイノデゴザイマスルガ、併シ御承知ノ通り滿洲ハ最近金融機關ヲ中央銀行ニ統一致シマシテ、サウシテ此滿洲ノ中央銀行ガ、金融機關ノ中心點トナツテ、サウシテ滿洲ニ於ケル産業ノ開發ニ必要ナ資金ノ調達ニ努メ、又日滿間ノ金融的關係ニ於テモ、連絡ヲ取ルト云フコトニナツテ居リマス、只今御話ノ點ナドモ、其經路ニ依ッテ行ハレルト考ヘルノデアリマス、御說ノ通り蒙古ハ殊ニ羊毛ノ點ニ於キマシテ、日本ニ取ッテハ貿易上ノ重大ナ地域デアルト考ヘテ居ルノデアリマス、唯憾ムラクハ今日色々ナ事件ガアノ方面ニ起リマシテ、平和的ノ交渉ト云フモノガ、必シモ満足ニ行キ惡イ事情ニアルノデアリマス、其點ヲ出來ルダケ速ク解決ヲ致シマシテ、サウシテ我國ニ最モ必要トシテ居リマスル原料ニ對スル貿易上ノ利益ヲ、速ニ増進スルヤウニ致シタイト念願シテ居ル次第デアリマス

○宮本委員 滿洲ニ關スル點ハ此程度ニ止メテ置キマスルガ、尙ホ其次ニ御伺致シタ

イノハ、世界各國ノ市場ニ對シマシテ、我國ヨリ輸出スル貿易品ニ對スル關稅ノ問題デアリマス、是亦之ヲ詳細ニ御伺スルト云フコトハ、非常ニ時間ヲ要スルコトデアリマスルカラ、唯一ツノ例ヲ申上ゲマシテ、ソレニ對シテ商工大臣ノ御所見ヲ御伺シタイト存ズル者デアリマス、ソレハ英國ニ對スル輸出貿易ノ關稅問題デアリマス、御承知ノ如ク倫敦市場ニ輸出スル我國ノ物資ニ對シマシテハ、英領各地ニ於テ生産セラレマス物資ノ稅金ノ殆ド倍額ノ關稅ヲ課セラル、ト云フコトハ、御承知ノ通りデアリマス、尙ホ關稅ノ程度ガ相違スルノミナラズ、其物産ニ對シマシテモ、動モスレバ輸入數量ノ制限ヲセントスルガ如キ態度ガ、屢、從來認メラレルノデアリマス、之ニ對シテ我國ト致シマシテハ、何トカ對抗スル方針ヲ講ジナケレバナラスト存ジマス、先ヅ大體ニ於キマシテ、一二ノ世界各國ノ市場ニ對スル、主トシテ英國ノ實例デ宜シイト存ジマスガ、我國ノ物産ノ輸出ニ對シテノ關稅問題ニ關シテ、其實例ニ付テ商工大臣ノ御所見ヲ、御伺致シタイト思ヒマス

○**伍堂國務大臣** 英國トノ關係ニ付キマシテ、我國ノ輸出ノ大宗ヲ爲シテ居リマスル、殊ニ綿布、人絹其他ノ織物等ニ對シマスル苛酷ナル制限、ソレカラ關稅ニ對シマシテノ差別的待遇等ハ、モウ周知ノ事實デアリマス、併ナガラ之ヲ外交手段ニ依リマシテ、色々ノ會議ヲ行ッテ交渉濟ミノモノモアリ、又交渉中ニ屬スルモノモアリマシテ、是ハ主トシテ外務省ノ所管ニ屬スルノデアリマスルガ、商工省ト致シマシテハ、是等ノ不合理ノ點ヲ出來ルダケ我國ニ有利ナヤウニ調節、調整致シマス目的ヲ以テ、今回貿易ニ關スル諸施設ヲ擴充新設致シマシテ、貿易外局ヲ設ケテ、之ニ當ラントシテ居ルノデアリマス、結局御話ノ通りニ、我國ノ輸出品ニ對スル輸入制限ヲ出來ルダケ緩和スルノニハドウシタラ宜イカ、又我國ガ最モ必要トスル、是非輸入シナケレバナライ原料等ニ對シテ、之ヲドウ云フ方法ニ依ッテヤルノガ一番宜イカ、或ハ分散主義トシテ、一國ニ賴ルノ危險性ヲ減ズルコトニスルノモ其一ツデアリマス、又進んで我國ヨリ求償主義ニ依ッテ、即チ我國ノ製品ヲ「バーター・システム」ニ依ッテ、其國ニ於ケル原料ガ我國ノ必需品デアル、サウ云フ國ニ對シテ、今日行ハレツ、アリマシヤウナ求償主義ヲ採用スル必要モアルデアリマセウ、斯様ナ意味ニ於キマシテ、貿易ノ伸展改善ヲ行ヒタイト云フノガ、今回此

議會ニ提出シテアリマスル貿易制度ノ改善案デアルノデアリマス、英國ガ各屬領ニ向ッテ行ッテ居リマス關稅ト、我國ニ對スル關稅トニ非常ノ差ノアルコトハ認メテ居リマスガ、其差ノアルニ拘ラズ、我國ノ是等制限ヲ受ケテ居リマスル品種ノ進出力ハ、極メテ旺盛ニナリツ、アルノデアリマス、出來ルダケ穩カナ手段ニ依ッテ制限ノ緩和ヲ求メ、サウシテ其制限ヲ受ケマス動機ハ、餘リニ價格ニ差ノアルト云フ點デアリマスルカラ、努メテ値段ヲ高クスル必要ハアリマセスガ、寧ロ品質ノ方面ニ於テ出來ルダケ改善シテ、サウシテ合理的ニ價格ヲ吊上げテモ尙ホ十分ナ競争力ガアルト認メ得ル品種ガ多クアルノデアリマス、斯様ナ考方カラ商工省ノ貿易政策トシテハ進んで行キタイト思ヒマス、一方外務省ヲ督勵致シマシテ、サウシテ各國ノ制限政策ノ緩和ニ努メタイト思フノデアリマス

○**宮本委員** 此問題ハ將來輸出貿易ニ對スル極メテ重要問題ト存ジマス、是亦是ヨリ質問ヲ續ケマスルコトハ、他ノ委員ニ御迷惑カト考ヘマスカラ、此問題ハ此程度ニ打ちリマシテ、尙ホ二點簡單ニ御伺致シタイ、モウ少シ御許ヲ願ヒタイト思ヒマス、尙ホモウ一點御伺シタイコトハ「オーストラリア」ニ對スル將來ノ貿易關係デアリマス、是ハ此國ノ名稱ノ申方ハ私ハ濠洲ト申シマスガ、日濠貿易關係ニ付キマシテハ、昨年我國ニ於キマシテハ商權擁護法ノ適用ヲ見ルコトニナッタノデアリマスガ、政府ニ於キマシテ屢、交渉ノ結果大體ノ妥協案ガ成立ヲ致シタト云フコトハ、大體承知ヲ致シテ居リマス、尙ホ其輸出入ノ物資ニ對シマシテモ、品名及ビ貿易ノ數量等モ此協定ノ中ニ示サレテ居ルト云フコトモ承知致シテ居リマスガ、今後積極的ニ濠洲ニ對シテ輸出貿易ヲ爲スト云フコトハ彼ノ地ニ於ケル居住者ノ消費スル物資ノ狀況カラ見マシテ、出來ルダケ我國ハ濠洲貿易ヲ盛ナラシメルト云フヤウナ貿易政策ヲ執ルコトガ極メテ必要ナ事柄デアラウト思ヒマス、將來ノ問題ニ對シマシテ、「オーストラリア」ニ對スル貿易ニ關スル極メテ緊要ナル方針ニ對シテ、商工大臣ノ御所見ヲ御伺致シタイト思ヒマス

○**伍堂國務大臣** 御意見ノ通りデアルト私モ考ヘマス、將來濠洲ニ對スル、我國ノ商品ノ輸出ト云フコトニ對シテモ色々考ヘテ行キタイト思フノデアリマス

○**宮本委員** 私ハ自分ノ意見ヲ申上ゲル積リデハナイノデアリマシテ、質問ノ要旨ヲ

申述ベタ積リデアリマス、此濠洲ニ對スル輸出貿易ヲ盛ナラシメルノニ、何トカ政府ニ於テ具體的ニ貿易業者ニ對シテ助成スル等ノ御考ガアルカドウカト云フコトヲ御伺致シタノデアリマス、其點ニ對スル御答辯ヲ願ヒマス

○新倉政府委員 具體的ノ、濠洲ニ輸出シマスモノニ付キマシテ補助金等ノコトハ目下考ヘテ居リマセヌ、併ナガラ御話ノヤウニ、濠洲ハ相當生活程度ガ高クテ、其消費シマス品物ハ、相當高級品ガ多クアリマスノデ、之ニ付キマシテハ日本カラ今後輸出スルト云フモノハ、單ニ廉イ物ヲ送ルト云フコトデナシニ、良イ品物ヲ送ル、高級品ヲ送ルト云フ方法ニ進ンデ行カナケレバナラヌト斯ウ考ヘテ居リマス、尙ホ濠洲ノ問題ニ付キマシテハ、御承知ノヤウニ、英吉利全體トシマシテ、要スルニ日本品ト云フモノハ、英本國トノ關係ニ於テ相當問題ニナツテ居リマスノデ、單ニ濠洲ダケヲ目的ニシテ輸出ヲ考ヘルト云フコトモ出來ナイヤウナ状態デアアルノデアリマシテ、英本國トノ色々種々ナル關係ヲ考慮シマシテ、其上ニ今後ノ貿易伸展ト云フモノヲ進メテ行カナケレバナラヌト考ヘテ居リマシテ、サウ云フ方向ニ進メル積リデアリマス

○田島委員長 宮本サンニ申上ゲマスガ、ドウゾ御遠慮ナク、別ニ時間ヲ制限シテ居ル譯デアアリマセヌカラ……

○宮本委員 ハア……尙ホ簡單ニ御伺致シマス、濠洲ニ對スル貿易伸展策ハ研究ヲスレバスル程極メテ緊切ナル問題デアリマスシ、尙ホ多方面ニ互リ色々ナル關係モアラウト存ジマスガ、貿易伸展ニ關スル問題ハ他ニモ案ガ出テ居リマスカラ、又他ノ機會ニ御伺スルコトモアラウカト存ジマス

モウ一點御伺致シタイ點ハ、亞弗利加各地ニ對スル政府ノ將來ノ貿易振興策デアリマス、産業ノ伸展ヲ計畫致シマシテ、海外輸出貿易ヲ盛ニスルト云フコトガ我國ノ經濟伸展ノ上ニ一大方針トシテ議論ノ餘地ハナイノデアリマス、現在ノ世界各國ノ對貿易國ト致シマシテハ色々ナル障礙モゴザイマシテ、今後益々貿易ノ發展ヲ圖ルト云フコトニ對シマシテハ、所謂各種ノ物資ノ新販路地ヲ世界各國ノ何レニ求ムルカト云フコトハ、是ハ又極メテ緊切重大ナル問題デアルト信ジマス、此點ヨリ致シマスレバ、世界各地ノ物資ノ消費狀況、尙ホ生活關係等ノ實地ノ調査ヲ致シマシタ結果、亞弗利加ノ各地ニ對シマシテ、將來我國ノ物産ノ新販路地ヲ求メルト云フコトハ、政府ニ於

キマシテモ十分御認識ノ點デアラウト存ジマス、然ラバ先ヅ亞弗利加ノ各地ニ對シマシテ如何ニシテ之ヲ實現スルカト云フコトハ、是亦緊切ナル極メテ速ニ是等ノ對策ヲ講ジナケレバナラヌ問題デアラウト存ジマス、或ル一部ニ對シマシテハ、一面關稅障壁等ノ關係モゴザイマスシ、又通商擁護法ノ適用モセンケレバナラヌト云フヤウナ關係モ生ジテ參リマシテ、外交上ノ關係モアリマシテ中々困難デアラウト存ジマス、方策ヲ樹テ努力ヲ致シマシタ結果ニ於テ、今後貿易ノ進展ヲ圖ル土地ヲ何レカニ求メナケレバナラヌト言ヘバ、亞弗利加ノ各地ニ求メルト云フコトガ、比較的努力經費ヲ要スル效果ガ其成績ニ於テ現レルデハナイカト云フコトヲ考ヘテ居ルノデアリマス、此點ニ對シマシテ商工大臣ノ御所見、又御抱負等ガゴザイマスレバ、此機會ニ御伺致シタイト思ヒマス

○伍堂國務大臣 至極御同感デアリマス、將來ノ貿易ニ求償主義ニ依ルト依ラザルトニ拘ラズ、貿易ノ均衡ヲ相手國トノ間ニ求メルト云フコトガ理想デアルト私ハ考ヘルノデアリマス、片貿易ニナラナイヤウニ致スコトガ必要デアルト考ヘルノデアリマス、亞弗利加ニ於ケル物資ノ中デ、日本ノ

最モ必要トシテ居リマス綿ノ如キ、又銅其他ノ金屬ノ如キハ、ドウシテモ將來亞弗利加ニ眼ヲ付ケナケレバナラヌト思フノデアリマス、獨逸ガ行ヒツ、アリマス方法モサウデアリマシテ、例ヘバ從來ハ綿デアルトカ、銅デアルトカト云フモノハ殆下全部亞米利加カラ輸入シテ居リマシタノヲ、今日ハ其數量ヲ非常ニ減ジマシテ、サウシテ銅ノ如キハ主トシテ「コンゴ」カラ、又棉花ハ南阿等カラ輸入スルコトニシテ居ルノデアリマス、其代リニ機械類デアリマストカ、或ハ其他ノ未開國デ必要トシテ居ルモノヲ輸出シテ、所謂求償主義ニ依ッテ實行サレツ、アルノデアリマスガ、我國ノ立場ハ一層獨逸ヨリモ有利デアルト考ヘラレマス、即チ未開國ニ於テ必要トスルヤウナ生産品ガ輸出ノ大宗ヲ成シテ居ルト私ハ考ヘマス、綿布綿織物及ビ雜貨類、斯様ナモノハ未開國ニ於ケル進出力ガ非常ニ大キイト考ヘルノデアリマス、サウ云フ國カラ必要ナ原料ヲ求メ、サウシテ其處ニ我國ノ新市場ヲ開拓シテ行クト云フコトハ、最モ必要ナコト、考ヘルノデアリマス、商工省ノ新シク設ケヨウトシテ居リマス貿易局ノ仕事ノ中ニモ、海外市場ノ開拓ト云フ中ニハ斯様ナコトモ含マセテ實行シテ行キタイト思

フノデアリマス

○宮本委員 是以上ノコトヲ御伺シマス
ト、直接本案ト關係ヲ離レルヤノ嫌ヒモゴ
ザイマスカラ、此程度デ私ノ質問ハ止メル
コトニ致シマスガ、唯簡單ニ申上ゲテ置キ
タイコトハ、本法ノ今回改正ノ如ク、法律
施行當初ニ當リマシテ是ガ補償率七十ガ八
十デアリ、六十ガ七十デアルト云フ程度ニ
於キマシテ施行セラレタコトデアッタナラ
バ、既往ニ於ケル我國ノ貿易成績ハ一段ノ
向上ヲ見タコトデアラウト存ジマス、併シ
施行以來當業者ガ希望シテ居リマシタ其聲
ニ惹カレテ、今回政府當局ガ斯ノ如キ改正
案ヲ御提出ニナリマシタコトハ、今尙ホ此
改正ハ遅クハナイノデアリマス、是ガ施行
上ニ對シマシテハ、施行規則等ニ於テ補償
料等ヲ只今御伺シマシタ程度ニ引下ゲラレ
ルト云フコト、尙ホ輸出手續ノ事務ノ簡易
化等ニ付キマシテハ、一層ノ御配慮ヲ願ヒ
マシテ、本法改正ノ目的達成ニ努メラル、
ト共ニ、我國ノ輸出貿易ノ旺盛ニナリマス
コトニ對シマシテ當局ノ一層ノ御努力ヲ御
願スルト同時ニ、尙ホ今回改正案ヲ御提出
ニナリマシタコトニ對シマシテハ、謹ンデ
敬意ヲ表シテ置キタイト存ジマス、其他ノ
コトハ他ノ機會ニ讓リマシテ、甚ダ長イ時

間ヲ要シマシタコトヲ委員長並ニ委員各位
ニ感謝致シマシテ、此程度デ私ノ質問ハ打
切リマス

○川橋委員 資料ヲ御願シタイノデアリマ
ス、昨十一年度ノ輸出ノ詳細ナル一覽表ヲ
御願シタイ、ソレニ關聯致シマシテ、外地
即チ朝鮮、臺灣ニ於ケル輸出ノ一覽表モ併
セテ御願致シマス、ソレカラ更ニ輸出ノ目
的ヲ以テ外地ニ移出スル商品或ハ諸工業材
料等ヲ、大體デ結構デアリマスガ、何カ一
覽表等デモゴザイマシタラ、是モ併セテ御
願申上ゲマス

○田島委員長 委員長ヨリ政府ノ方ニ申上
ゲマスガ、只今ノ御請求ノ資料ヲ速ニ御提
出ヲ御願致シテ置キマス、他ニ御通告モア
リマスケレドモ、時間ニ近ウゴザイマスカ
ラ、本日ハ是ニテ散會致シマシテ、次會ハ
公報ヲ以テ御報告致シマス

午前十一時五十一分散會